

魚津市告示第133号

魚津市鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年12月1日

魚津市長 村椿 晃

魚津市鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。
(補助金の交付)

第2条 市長は、鉄道における輸送の安全性及び利便性の向上に資する設備の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
(補助対象事業者及び補助対象事業)

第3条 補助対象事業者は富山地方鉄道株式会社及びあいの風とやま鉄道株式会社とし、補助対象事業は次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱（平成20年4月1日付け国鉄施第106号）第4条に規定する老朽化対策事業又は同要綱第34条第1項に規定する鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

(2) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日付け観産第690号）第53条第2項に規定するインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費
老朽化対策事業	老朽化対策に要する経費（本工事費、附帯工事費及び用地費）
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	次に掲げる設備の整備等に要する経費（本工事費、附帯工事費及び補償費） 信号保安設備、保安通信設備、防護設備、停車場設備、線路設備、電路設備、変電所設備、その他設備
インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業	車両整備に要する経費（本工事費（資産の購入を含む。））

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象経費としないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に6分の1を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助を他の市町と併せて行う場合の補助金の額は、当該市町との協議により定めた補助率を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第8条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更(次条に規定する軽微な変更を除く。)しようとするときは、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(軽微な変更)

第9条 前条第1号の規定による軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業目的を変更すること。

(2) 補助対象経費の20パーセント以上の変更をすること。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、鉄道安全輸送設備等整

備事業費補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書
 - （2） 収支決算書
 - （3） その他市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（書類の整備等）

第14条 補助事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（細則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

(事業者名)

(代表者名)

年度魚津市鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金交付申請書

年度魚津市鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金の交付を、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1. 交付を受けようとする補助金の額
金 円

2. 申請額の内訳

補助対象事業	補助対象経費	申請額
老朽化対策事業	円	千円
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	円	千円
インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業	円	千円
合計	円	千円

3. 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

魚津市長 あて

(事業者名)

(代表者名)

年度魚津市鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった 年度魚津市鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金について、魚津市鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を報告します。

1. 交付を受けようとする補助金の額
金 円

2. 実績額の内訳

補助対象事業	補助対象経費	実績額
老朽化対策事業	円	千円
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	円	千円
インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業	円	千円
合計	円	千円

3. 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類